

「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について」(令和3年2月9日内閣官房、厚生労働省)等を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」等においてお示しをしているところですが、第44回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会(令和3年3月18日)の審議を踏まえ、以下の通り範囲を変更することとなりました。

ついては、本事務連絡の内容を管内の市区町村及び関係団体に周知いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き等は追って改正をいたします。

記

新型コロナウイルスワクチンの接種順位に位置づける基礎疾患の範囲に、以下を追加する。

- ・ 重い精神疾患(精神疾患の治療のために医療機関に入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)
- ・ 知的障害(療育手帳を所持している場合)

以上

令和3年度 事業計画について

令和3年3月22日(月)に理事会を開催し、2021年度(令和3年度)事業計画(案)が承認されましたので、その内容の一部をご報告します。

事業方針 (一部抜粋)

大阪市育成会の各事業所では新型コロナウイルス感染症により、事業所の運営にも影響を及ぼしました。

余暇活動に関わる居宅介護事業所の移動支援については、緊急事態宣言下では利用の自粛要請をしましたが、その後の利用控えが続いており、今後の事業のあり方についても見直す時期に来ています。

また、日中系サービスでは利用者の体調管理と事業所の衛生管理は継続して実施し、集団で外出する行事等の実施も控える状態も続き、行事のあり方についても創意工夫の必要性を感じています。

さらには、福島育成園とグループホームといった居住系サービスでは、新型コロナウイルス感染を回避するために外出の機会が極端に減少し、利用者には生活の

しづらさを強いている状況にあり、少しでも毎日に変化をつけるような取り組みを実施していきます。

このような状況ではありますが、国では令和3年4月に法施行3年後の見直しと報酬改定が予定されており、基本的な考え方には障がいのある方の重度化・高齢化、医療的ケア児や精神障がい者の増加などに伴う障がい児・者のニーズへの対応、サービス利用の中核となる相談支援の質の向上が求められています。

また、令和3年4月からの国の新たな障害福祉計画では、就労支援系サービスに対して一般就労に移る人数に目標値を設ける方針も示され、就労継続支援B型から企業就労に向け、西部地域障がい者就業・生活支援センターとも連携して準備を進めていきます。したがって、現行で就労継続支援B型を実施している港第二育成園とワークスいけじまでは、事業を継続していくのか、変更をしていくのかについて、現行の利用者の状況と国の動静を見ながら、事業所のあり方について検討を進めていきます。

会員組織としての育成会としては、新たな会員獲得も含め、組織を知ってもらう機会を増やすことが必要になります。そのための手段の一つとして、障がい理解のための啓発キャラバン隊の活動が挙げられます。当会でも啓発キャラバン隊「Y o ~おこし」を結成し、教育機関や市民向けの集会に派遣をしていくことが必要と考えられるため、組織基盤の強化と広報周知活動を進めていきます。

令和3年度 収支予算について

2021年度(令和3年度)の予算は3面のとおりです。

収支の大半を占める「事業活動による収支」のうち、収入の障害福祉サービス等事業収入では、生活介護事業所ふりーすぺーすSUN及び地域生活援助事業所あーすを事業承継するため増加もしていますが、令和2年度からの新型コロナウイルス感染症の影響も考慮して縮小した予算構成としています。

また、人件費支出では職員の新規採用や給与規程の改定をすることから、給与規程改定面では現給補償を行うための増加が見込まれ、989万3千円を人件費積立資産の取り崩しを予定しています。

最終的には年間で75万円の資金収支差額を見込んでおり、新規採用により人手不足も解消のきざしもありますが、今後の新型コロナウイルス感染症の影響で利用減が進まないよう願っています。